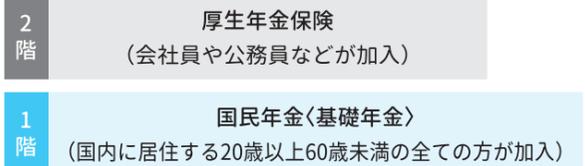


ご存じですか？ 年金の“基本”

01 公的年金制度

公的年金制度は「国民年金(基礎年金)」・「厚生年金保険」の2階建て構造となっています。



1階部分の「国民年金」は、国内に居住する20歳以上60歳未満の全ての方が加入します。65歳になったときに支給が始まり、加入期間や支払った保険料に応じて「**老齢基礎年金**」を受け取ることができます。

2階層部分の「厚生年金保険」は、国民年金とは別に、会社員や公務員の方などが加入します。過去の報酬(給与)と加入期間に応じた「**老齢厚生年金**」を老齢基礎年金に上乗せされて受け取ることができます。

02 年金の繰上げ・繰下げ受給

年金は、原則65歳から受け取ることができますが、60歳から65歳までに請求手続きを行う「繰上げ受給」や、66歳から75歳までに請求する「繰下げ受給」の制度があります。

「繰上げ受給」は、本来の年齢より早く年金を受け取るため、繰上げた月数に応じて、1回に受け取る年金額が減額されます。

「繰下げ受給」は、本来の年齢より遅く年金を受け取るため、繰下げた月数に応じて、1回に受け取る年金額が増額されます。

03 特別支給の老齢厚生年金

生まれた日が下記に該当する方のうち、厚生年金保険または共済組合等の加入期間が1年以上ある場合は、生年月日に応じた年齢(60歳～64歳)から65歳までの間「特別支給の老齢厚生年金」を受け取ることができます。

- 男性 昭和36年4月1日以前に生まれた方
- 女性 昭和41年4月1日以前に生まれた方

04 65歳で年金を受け取るまでの流れ

65歳になる月の3か月前に、日本年金機構または共済組合等から「年金請求書」が届く

誕生日の前日以降に、年金請求書と必要書類を添えて、明石年金事務所または加東市役所保険医療課に提出

- ◎国民年金(第1号被保険者)のみの方
→ 加東市役所 保険医療課
- ◎上記以外の方
→ 明石年金事務所



▲請求書記入例



▲必要書類

提出してから約1～2か月で、日本年金機構から「年金証書」「年金決定通知書」などが自宅に届く

年金証書が届いてから約1～2か月後の偶数月から年金が支給

～問い合わせ～

- 市民協働部保険医療課(庁舎1階) ☎43-0501
- 明石年金事務所 ☎078-912-4983

～ガソリン代や電気代等が高騰して困っている中小事業者を支援～

加東市原油価格等高騰経済対策補助金

加東市原油価格等高騰経済対策補助事業事務局 ☎27-8230

〈受付〉10時～16時 ※土曜日、日曜日、祝日を除く ☆8月1日(火)から設置

補助限度額

1事業所あたり

50万円

※千円未満切捨て

補助対象経費

- 光熱費：市内事業所で使用する電気代・ガス代
- 燃料費：市内事業所で使用するガソリン・灯油・軽油・重油の購入費

※消費税を抜いた金額が対象
※販売目的の費用は対象外

$$(\text{光熱費} + \text{燃料費}) \times 20\% = \text{補助額}$$

令和5年1月～12月の任意の3か月分

補助対象者

令和5年3月31日時点で開業しており、かつ、今後も事業を継続する意思がある①～③の者

- ①中小企業基本法第2条第1項各号に該当し、市内に事業所がある中小企業者
※個人農家も該当する場合があります。
- ②市内の農事組合法人または集落営農組織
- ③市内において医療・福祉サービスの事業所または施設を運営する法人

申請方法

- ①申請書類を事務局に郵送 (〒673-1493 加東市社50)
※申請書類は、市ホームページからダウンロードできます。



▲市ホームページ

- ②電子申請



▲電子申請フォーム

申請期間

8月1日(火)～令和6年1月31日(水)

※消印有効